

## 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会設置要綱

### (設置基準)

第1条 児童生徒数の状況をはじめとする、県立特別支援学校を取り巻く諸課題に対応し、県立特別支援学校の教育内容、教育環境のより一層の充実を図るとともに、地域の特別支援教育のセンターとして、小中学校等の特別支援教育を支えていくため、これからの時代における県立特別支援学校の在り方や果たすべき役割を再構築し、その実現のために必要な施策、整備すべき施設などを検討することを目的に、今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 香川県立特別支援学校の現状把握と課題の整理に関すること
- (2) 香川県立特別支援学校の今後の在り方に関すること
  - ア 児童生徒数に応じた学校施設の整備
  - イ キャリア教育・職業教育の充実
  - ウ 就学前の幼児への支援を含むセンター的機能の充実
  - エ 時代の要請に応えるための教員の専門性向上
- (3) その他、必要とされること

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、特別支援教育に関する学識を有する者等で、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の選任期間は、会議設置の日から令和10年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 委員会には、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、在任委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、会長が議長となる。
- 4 委員会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

### (設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、令和10年3月31日までとする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会委員名簿

(50音順、敬称略)

番号	分野	委員名	職名
1	保護者代表	いのうえ むつみ 井上 睦	香川県特別支援学校PTA連合会会長
2	幼稚園・こども園 関係	かわさき さちよ 川崎 幸代	香川県国公立幼稚園・こども園長会会長
3	福祉関係	かわむら けい 川村 圭	高松市障がい者基幹相談支援センター(中核拠点) センター長 高松圏域自立支援協議会事務局長
4	学識経験者	さかい さとし 坂井 聡	香川大学教育学部教授
5	学識経験者	さかい りこ 堺 りり子	高松大学発達科学部准教授
6	療育関係	すずき やすえ 鈴木 慈恵	社会福祉法人香川こだま学園公認心理師
7	特別支援学校関係	ただ まもる 多田 守	香川県立視覚支援学校長
8	学校評議員代表	なかい なおみ 中井 直美	香川県立香川丸亀支援学校学校評議員
9	特別支援学校関係	にしやま かおり 西山 香	香川県立聴覚支援学校長
10	小学校関係	ひろせ たかし 廣瀬 貴志	香川県小学校長会会長
11	特別支援学校関係	ふじた あきら 藤田 明	香川県立香川中部支援学校長
12	中学校関係	みよし たけひろ 三好 健浩	香川県中学校長会会長
13	就労関係	みよし ゆかり 三好 由香利	社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会 障害者就業・生活支援センターオリーブ 生活支援ワーカー
14	高等学校関係	よしだ みのる 吉田 稔	香川県高等学校長協会会長